

# A I 活用人材等育成支援補助金のご案内

A I を活用した生産性向上による社内改革に取り組む府内中小企業を支援する補助金です。生産性向上に資する人材育成により、社内改革を一新しましょう！

## 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 京都府内に事業所を有する中小企業者であり、「ものづくり産業」、「観光関連産業」、「建設業」（別表 1 に掲げる対象業種に限る。）のいずれかに該当すること。
- (2) 京都府内の事務所又は事業所において勤務する者であって、別表 2 の要件を満たす者（労働条件通知書の写し、採用時の求人票等により、今後要件を満たすことが見込まれる場合を含む。）を、令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 1 月 1 日（土）までの間に、新たに雇用していること。

<上記(1)の中小企業の範囲> 区分に応じて①または②を満たすもの

区分	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

## 補助対象事業経

A I の活用による生産性向上に資する人材育成（1 事業者につき 1 名に限る）を行う事業

- ※ 以下のいずれかに該当するものは、補助対象となりません。
- ・既に事業が完了しているもの
  - ・令和 4 年 3 月 31 日までに事業の完了ができないもの
  - ・他の助成措置の対象となるもの
  - ・補助対象経費が 10 万円未満のもの

## 補助対象経費等

補助対象事業に必要な経費のうち A I の活用に関する知識等を習得させるための研修又は訓練の受講料（消費税及び地方消費税を除く。）

## 補助率等

補助対象経費の 10 / 10 以内（上限額 30 万円）

## 申請期間

令和 3 年 4 月 16 日（金）～令和 4 年 1 月 31 日（月）

補助金は予算の範囲内で交付するため、補助対象となった場合でも、希望された金額を交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

別表 1

対象業種	日本標準産業分類中分類のコード及び名称
ものづくり産業	09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業（家具を除く）、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、18プラスチック製品製造業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業、39情報サービス業、40インターネット附随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業
観光関連産業	09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業（家具を除く）、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、16化学工業、21窯業・土石製品製造業、24金属製品製造業、32その他の製造業、39情報サービス業、40インターネット附随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業、42鉄道業、43道路旅客運送業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、60その他の小売業、70物品賃貸業、72専門サービス業（他に分類されないもの）、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業、79その他の生活関連サービス業、80娯楽業
建設業	06総合工事業、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業、72専門サービス業（他に分類されないもの）、74技術サービス業（他に分類されないもの）

注1 観光関連産業については、上記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者であること。

注2 建設業については、上記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者であること。

別表 2

次に掲げる要件を全て満たす正規雇用（期間の定めのない雇用（派遣労働者を除く。）） ア 雇入日又は正社員への転換日から退職日又は申請日までの期間（以下「就労期間」という。）における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が216,300円以上となっていること。 イ 就労期間における所定外労働時間の1ヶ月当たりの平均が20時間以下であること。
--

## お問い合わせ先・申請先

京都府商工労働観光部人材育成課 まずはご相談ください。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 2号館3階

電話：075(414)5134／ FAX 075(414)5092

e-mail: jinzaikusei@pref.kyoto.lg.jp

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9～12時、13時～17時

申請様式は、京都府商工労働観光部人材育成課の  
ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kyoto.jp/koyoshien/news/aikatuyouhojokin.html>

甲

=申請者

## 手続の流れ

甲

京都府商工労働観光部人材育成課のスーパーバイザーに相談

甲

上記スーパーバイザーの支援を得て、交付申請  
(人材育成課に交付申請書等を提出)

事業内容、効果について審査し、交付決定の通知をします。  
(事業趣旨に合わない場合は、交付決定を行いません。)

甲

事業を実施し、効果を確認の上、人材育成課に実績報告書等を提出

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)

※ 補助金を活用された皆様に、好事例の発信等を目的として成果公表をご協力いただく場合がございますので予め御了承ください。